

## 「創造的復興」の理念を活かしたウクライナ支援検討会 設置要綱

### (設 置)

第1条 阪神・淡路大震災からの創造的復興の理念を活かしてウクライナを支援するため、「創造的復興」の理念を活かしたウクライナ支援検討会（以下「検討会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について、意見を述べ、又は助言をする。

- (1) 「創造的復興」の理念を活かしたウクライナ支援に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組 織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員及びオブザーバーで組織する。

### (座 長)

第4条 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長から委任を受けた者がその職務を行う。

### (会 議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 座長または事務局が必要と認めるときは、会議にゲストスピーカー等委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 座長が認めるときは、会議を書面による開催とすることができる。

### (謝 金)

第6条 委員及びオブザーバー並びにゲストスピーカー等委員以外の者が会議その他の検討会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

### (旅 費)

第7条 委員及びオブザーバー並びにゲストスピーカー等委員以外の者が検討会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により支給する額に相当する額とする。

### (庶 務)

第8条 検討会の庶務は、兵庫県危機管理部及び(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構において処理する。

### (補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和5年3月22日に始まり検討成果の報告日をもって終了する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず兵庫県防災監が招集する。

附 則

(別表(第3条関係)の改正)

- 1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

「創造的復興」の理念を活かしたウクライナ支援検討会 委員等名簿

【委員】（R5.4.1時点）

区分	氏名	役職
有識者	岡部 芳彦	神戸学院大学 経済学部 教授（ウクライナ研究会会長）
	加藤 寛	兵庫県こころのケアセンター長
	河田 慈人	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 特任助教
	越山 健治	関西大学 社会安全学部 教授
	諏訪 清二	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 客員教授
	花村 カテリーナ	関西看護医療大学 看護学部看護学科 助教
支援団体	阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター	
	国際協力機構（JICA）関西センター	
	（公財）兵庫県国際交流協会	

【オブザーバー】

氏名	役職
ナディヤ・ゴラル	神戸学院大学 経済学部 客員教授

五十音順

## 別に定める事項（第6条関係）

### 「創造的復興」の理念を活かしたウクライナ支援検討会に係る委員等の謝金について

検討会は、「創造的復興」の理念を活かしたウクライナ支援方策等について、専門的見地から検討・推進するため、阪神・淡路大震災からの創造的復興やウクライナ情勢に関する識見を有することが不可欠であり、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当であると考えられる。

よって、委員及びオブザーバー並びにゲストスピーカー等委員以外の者に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員の区分	謝金の額	
座長	日額	15,500円
委員	日額	12,500円
オブザーバー	日額	12,500円
ゲストスピーカー等 委員以外の者	日額	12,500円